

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

最決平成 29 年 2 月 21 日民集 71 卷 2 号 195 頁

東北大学大学院法学研究科博士課程前期 岩城 円花

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| I 事案の概要 | 四 決定要旨の評価 |
| II 決定要旨 | 1. 決定要旨①について |
| | 2. 決定要旨② ₋₁ について |
| | 3. 決定要旨② ₋₂ について |
| III 研究 | 五 本決定の射程 |
| 一 本決定の意義 | 1. 他の取締役会設置会社にも当てはまるか |
| 二 過去の裁判例 | 2. 代表取締役の「解職」にも当てはまるか |
| 三 条文と学説の動向 | 3. 権限専属型の定款の定めは認められるか |
| 1. 旧商法下における議論 | |
| 2. 現行会社法下における議論 | |

I 事案の概要

本件の事実関係は，原審までの認定から明らかでないことが多いため詳細に紹介する（図 1 に時系列に沿ってまとめた）。

Y1 株式会社（以下「Y1 社」）は，発行済株式総数 6 万株の非公開会社かつ取締役会設置会社である。

平成 13 年 11 月 29 日，A 株式会社（以下「A 社」）は，Y1 社の株式 6 万株を譲り受け，平成 17 年 3 月 31 日，Y1 社から 1000 株券 60 枚（以下「平成 17 年株券」）の発行を受けた。以降 A 社は，Y1 社の 100% 株主である。また，平成 17 年当時，Y2 は，A 社の代表取締役であった¹。

¹ Y2 が A 社の取締役及び代表取締役をいつまでに退任したかは認定されていないも

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

平成 17 年，X は，Y1 社の取締役を選任された²。

平成 20 年 12 月 1 日，Y1 社は，臨時株主総会で定款変更を決議した³（以下「平成 20 年認証定款」）。平成 20 年認証定款には，株主総会決議によって代表取締役を定めることができる旨の定め（以下「本件選定規定」）があった⁴。

平成 21 年 1 月 20 日，X は，Y1 社の代表取締役に選定された。

平成 25 年 11 月 17 日，Y1 社は，平成 20 年認証定款とは別の新たな定款を作成したと認定されている（以下「平成 25 年認証定款」）⁵。平成 25 年認証定款に，本件選定規定はなかった。しかしながら，平成 25 年認証定款は，作成時に株主総会特別決議がない等の理由から，無効なものであった。

平成 26 年 8 月 8 日，Y2 は，Y1 社の取締役兼代表取締役に選任された⁶。

平成 26 年 9 月 18 日，Y1 社は，B 株式会社（以下「B 社」）から 2000 万円を借り入れた（以下「平成 26 年債務」）。平成 26 年 10 月 17 日，Y1 社は，平成 26 年債務の担保のため Y1 社の株式 6 万株に質権を設定した。その上で，Y1 社は，B 社に対し 1000 株券 60 枚（以下「平成 26 年株券」）を交付した。しかし，前述の通り，Y1 社の株主は A 社でありこれらの株式発行は無効なものと認定されている⁷。また，Y1 社は，平成 27 年 3 月 19 日までに B 社に対し平成 26 年債務を

のの，少なくとも現在は取締役ではないことが認定されている。

² 日付は認定されておらず，不明である。

³ 株主総会決議があったか否かは認定されておらず，不明である。また，同時に取締役会も開催されているようである。

⁴ なお，Y1 社らは，Y1 社の設立から平成 20 年認証定款までの連続性を訴訟上明らかにしていないことから，原始定款は社内で紛失した可能性があるという見解がある（松井智予「本件判批」論究ジュリスト 23 号（2017）158 頁参照）。

⁵ 平成 25 年認証定款が作成された理由において，X は，平成 25 年 10 月 30 日に Y1 社が訴外信用金庫から融資を受ける際に定款の提出を求められたためだと主張するが，認定されていない。

⁶ Y2 の取締役選任時期が同日か否かは，原審文言上明らかでない。

⁷ 平成 26 年株券は，平成 17 年株券の株券執行手続きが取られた事実がないことや，平成 26 年株券について株券執行手続きが取られた事実がないこと等の理由から無効であると認定されている。平成 26 年株券が発行された理由として，Y1 社らは，Y1 社と訴外人物との間の訴訟の和解金の担保として，訴外人物が平成 17 年株券を譲渡担保に設定することが決定していたためである旨を主張するものの，認定されていない。ただし，Y1 社と訴外人物との訴訟上の和解（平成 26 年 10 月 10 日），Y1 社取締役会での譲渡担保の承認（同月 27 日），訴外人物が Y1 社から平成 17 年株券の交付を受けたこと（同月 30 日），及び和解金の返済を受け平成 27 年 10

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

全額弁済したにもかかわらず、B社は、その後も平成26年発行株券を返却しなかった。

平成27年1月14日、Y2は、Y1社の取締役兼代表取締役を辞任した⁸。

平成27年4月10日、Y1社は、C有限会社（以下「C社」）から3000万円の貸付けを受けた（以下「平成27年債務」）。しかしながら、Y1社が期限までに返済できなかったことから、同年7月9日、C社は、Y1社が100万円を返済することで平成27年債務の返済期限を同年8月9日まで猶予することにした。その際、Y1社は、C社に対し、同年7月10日を振出日とする額面3000万円の約束手形を交付した。

平成27年8月12日、Y1社は、B社との間で、Y1社が平成27年債務の「権譲譲渡等」⁹を異議なく承諾し、その債務の担保として質権に設定されたY1社の全株式6万株を、B社が取得する旨の合意書を作成した。Y1社は、同日、B社に対し株式譲渡を承認した旨の書面を交付し、B社がY1社の株式6万株の株主である旨の記載された株主名簿を作成した¹⁰。同日、B社は、Y1社から、B社の保有していた平成26年株券を簡易の引渡しの方法によって引渡しを受けた。

平成27年8月17日、Y1社は、臨時株主総会（以下「8/17臨時株主総会」）を開催した。8/17臨時株主総会における招集者と出席者は、認定されておらず不明である。8/17臨時株主総会では、B社の代表取締役であるD及び同社の関係者であるEをY1社の取締役に選任する旨を決議した。その上、同日、取締役会を開催し、「同人」¹¹をY1社の代表取締役に選任する旨を決議した。同月20日、その旨の登記がされた。

月26日までに平成17年株券がY1社に返却された旨は、認定されている。

⁸取締役兼代表取締役を辞任し、平取締役となったのか、取締役をも辞任したのかは、原審文言上明らかでない。

⁹原審文言そのまま。これは、B社がC社から平成27年債務を譲り受けた旨を意味すると思われる（Xは、平成27年8月12日にB社がC社の平成27年債務に対する債権を譲り受けた旨を主張する）。ただし原審は、B社がC社から平成27年債務を譲り受けた事実を認定していない。また、C社又はB社により平成27年債務が完済されたか否かは、合意書作成以前も合意書作成以降も認定されておらず不明である。

¹⁰平成26年株券が有効であるかのように見えるが、依然としてA社がY1社の100%株主である。

¹¹「同人」がD又はEもしくはその両方を指すかどうかは、原審文言上明らかでない。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

一方、平成 27 年 8 月 30 日、Y1 社は、臨時株主総会（以下「8/30 臨時株主総会」）を開催した。8/30 臨時株主総会には、A 社、Y2、Y1 社取締役 F、監査役 G が出席したが、招集者は認定されておらず不明である。8/30 臨時株主総会では、平成 20 年認証定款を変更し新たな定款を定めた（以下「平成 27 年変更定款」）。平成 27 年変更定款には、本件選定規定が定められた¹²。また、8/30 臨時株主総会では、Y2 を取締役及び代表取締役とする旨も決議し、同日その旨の登記がされた。

平成 27 年 9 月 30 日、Y1 社は、定時株主総会（以下「9/30 定時株主総会」）を開催した。9/30 定時株主総会には、A 社、Y2、F、G が出席したが¹³、招集者は認定されておらず不明である。9/30 定時株主総会では、同日時点の Y1 社の取締役全員が同総会の終結をもって任期満了退任したため、X、Y2、F を取締役に選任した。その上で、Y2 を代表取締役に選定する旨を決議し、同年 10 月 15 日、その旨の登記がされた。

平成 27 年 10 月 24 日、Y1 社は、臨時株主総会（以下「10/24 臨時株主総会」）を開催した。10/24 臨時株主総会における招集者と出席者は、認定されておらず不明である。10/24 臨時株主総会において、X は、取締役を解任され、同月 26 日、その旨の登記がされた。

X は、Y1 社及び Y2 に対し、Y2 の取締役兼代表取締役の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令の申立てをした¹⁴。

第一審及び原審では、8/30 臨時株主総会及び 9/30 定時株主総会（以下「本件各株主総会」）時点での株主が A 社であるか B 社であるかについても争点とされ、本件各株主総会時点の株主は A 社であると認定された。また、最高裁で争点となった本件選定規定の効力は、原審より争点となっている。

¹² X の主張によれば、平成 27 年変更定款第 22 条は、「当会社に代表取締役一人以上を置き、取締役会の決議によって定めるものとする。ただし、必要に応じ株主総会の決議によってこれを定めることができるものとする。」と定める。ただし、裁判所はこの事実を認定していない。

¹³ 9/30 定時株主総会の議事録によれば X も出席したとされているが、原審は X の出席を認定していない。

¹⁴ 本件各株主総会当時の Y1 の株主が B であるとした上で、B へ本件各総会の招集手続きがなされず、B が本件各株主総会に出席しなかったため、本件各株主総会決議は不存在であること、及び、本件選定規定のない平成 25 年認証定款を有効な定款とした上で、定款で特に定めがないのに株主総会で代表取締役を選定した本件各株主総会決議には、法令違反があり無効であることを主張した。

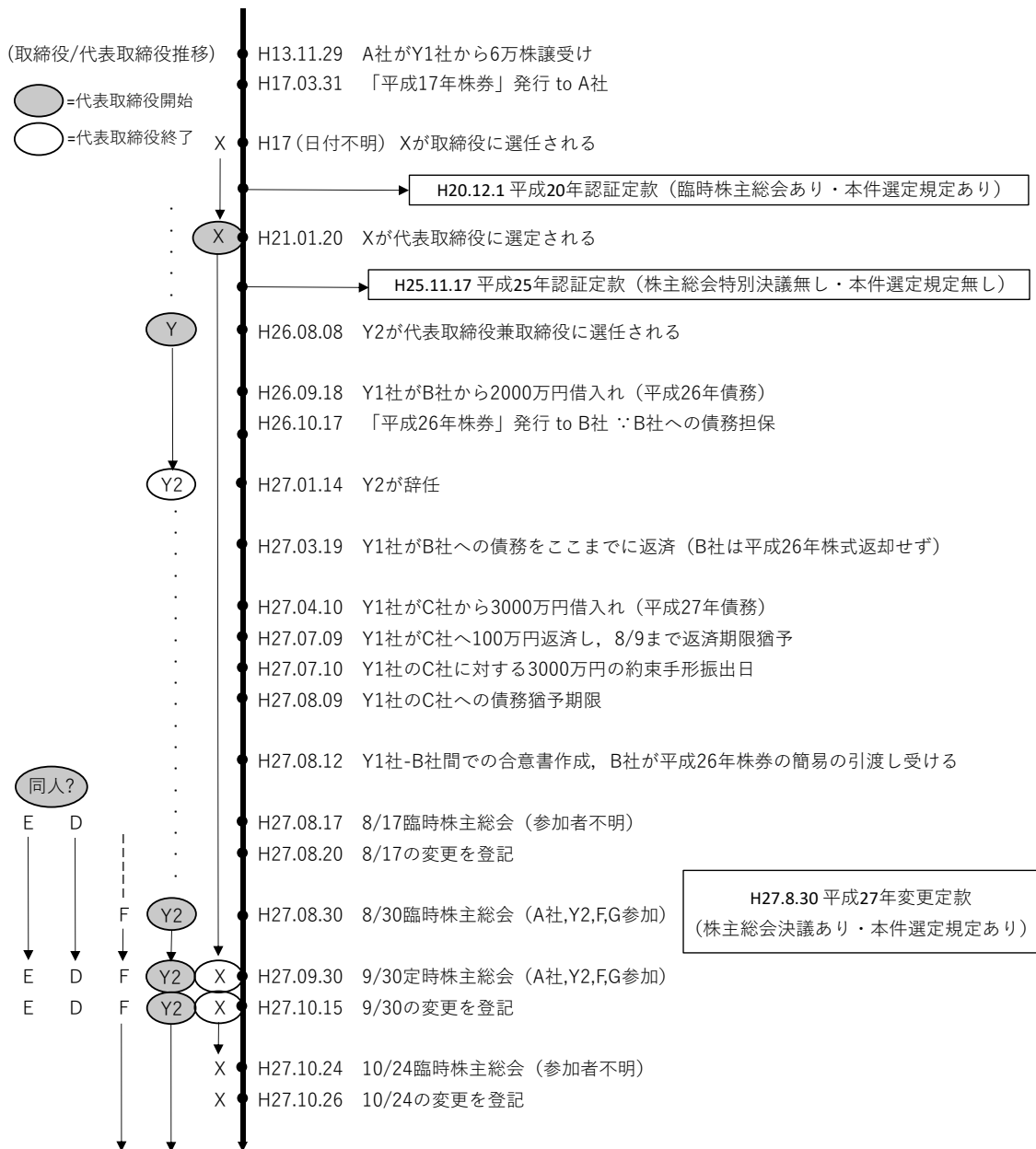
第一審¹⁵は、事実認定より X の申立てを却下した。原審¹⁶も「代表取締役の選任・解任権限を株主総会に認めたからといって、取締役会の監督機能が失われるわけではないから、上記定款の定めが無効であるとはいいがた」いとして、申立てを却下した。X は、平成 27 年変更定款の本件選定規定は無効であるとして許可抗告申立てを行った。

¹⁵ 千葉地木更津支決平成 28 年 1 月 13 日民集 71 卷 2 号 199 頁。

¹⁶ 東京高決平成 28 年 3 月 10 日民集 71 卷 2 号 217 頁。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

図1.本件事案の概要¹⁷



¹⁷ Y2 の取締役の選任時期が、平成 26 年 8 月平成 27 年 1 月 14 日の代表取締役選定時期と同日か否か明らかでないことから、点線で表記した。同様に、平成 27 年 1 月 14 日の Y2 の辞任が、代表取締役のみなのか、代表取締役と取締役との両方なのか明らかでないことから、点線で表記した。また、平成 27 年 8 月 30 日の株主総会に F が Y1 社の取締役として参加していることから、F がそれ以前に取締役であったことが窺われる。しかし選任時期が認定されていないため、破線で表記した。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

II 決定要旨¹⁸

抗告棄却。

「取締役会を置くことを当然に義務付けられているものではない非公開会社(法 327 条 1 項 1 号参照)が、その判断に基づき取締役会を置いた場合、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが(法 295 条 2 項)、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。そして、法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限(法 362 条 2 項 3 号)が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。

以上によれば、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であると解するのが相当である。」

III 研究 (判旨賛成)

一 本決定の意義

本件は、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めことができる旨の定款の効力が有効であると認めた事案である。

本件の事実関係は複雑であったが、争点に必要な限りでまとめると以下のように整理できる。Y1 社は、非公開会社かつ取締役会設置会社であり、Y 社の定款には、株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定めがあった。X は、平成 17 年から Y1 社の取締役であり、平成 21 年 1 月 20 日から Y1 社の代表取締役であった。Y1 社は、平成 27 年 8 月 30 日に臨時株主総会を、平成 27 年 9 月 30 日に定時株主総会を開催し、Y2 を取締役及び代表取締役に選任・選定す

¹⁸ 最三小決平成 29 年 2 月 21 日民集 71 卷 2 号 195 頁。

る旨を決議した。Xは、これらの決議が無効であること等を主張し、Y2の取締役兼代表取締役の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令を申立てた。

取締役会設置会社において代表取締役の選定・解職権限を定款により株主総会の権限とすることができるかという論点は、旧来より学説が対立していた。かかる背景のもと、本決定は、最高裁が当該論点について初めて行った判断¹⁹として意義をもつ。また、本決定の実質的理由付けとして「取締役会の監督権限の実効性が失われないこと」が挙げられていることは、モニタリング機能を果たすための一手段である代表取締役の選定・解職権限を取締役会以外にも与えてよいかという議論や、非公開会社には定款自治を無限に認める理解がありうる一方で非公開会社にも定款自治の内在的制約を与えることを示唆しているという見解に繋がりうる。本決定は、かかる意味においても重要な意義を有していると考えられる。

二 過去の裁判例

取締役会設置会社において代表取締役の選定・解職権限を定款により株主総会の権限とすることができるかという論点に関する公表判例・裁判例は、昭和25年改正商法以降、会社法制定後も含めて本件以外には見当たらないようである²⁰。類似の判例である最判平成4年12月15日民集46巻9号2787頁は、「中小企業等協同組合法に基づいて設立された組合の代表理事は、理事会の決議をもって定めることを要し（中小企業等共同組合法42条、商法261条²¹）、総会の決議をもって選任することはできない」とした。しかしながら、この事案で問題となったのは株式会社ではなく組合であり、また代表理事を総会で定めることができる旨の定款の定めは無かったため、本件とは事案が異なる。

三 条文と学説の動向

取締役会決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定め効力に関する論点は、平成17年改正前商法（以下「旧商法」）下において、取締役会と代表取締役の機関の位置づけに関する学説に関連付

¹⁹ 大塚和成「本件判批」銀法2161巻7号（2017）68頁参照。

²⁰ 川島いづみ「本件判批」金商1531号（2018）3頁参照。

²¹ 原文ママ。改正前の条文であることに注意。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

けて議論されていた。一方、現行会社法下において、旧商法下の議論は現行法下の議論にも繋がっているものの、そのまま展開されているわけではなく、法的性質論と切り離しモニタリング機能確保の観点から定款自治の限界を示唆している説も見られる。

1. 旧商法下における議論

旧商法下では、株式会社には取締役会が必置とされており、代表取締役は取締役会において選定するものとされていた（旧商法 261 条 1 項²²⁾。その代表取締役の選定・解職を定款の定めにより株主総会の権限とすることができるか（旧商法 230 条ノ 10²³⁾）について、これを株主総会に留保できるとする肯定説と、留保できないとする否定説とが対立していた²⁴⁾。肯定説が通説であったとされるが、否定説も有力であったとされる²⁵⁾。

肯定説は、「株式会社の業務執行機関は、意思決定の機関としての取締役会と、執行および代表としての代表取締役の二つに分かれ」²⁶⁾とする説（並立機関説）を前提に、取締役会には執行行為の監督が期待されることや²⁷⁾、業務執行の意思決定とその執行とを区分することが合理的経営方式としての分業組織（権限の分配）の表れであること²⁸⁾、代表取締役は会社の代表であり、代表取締役選定を株主総会で行う旨を定款で定めても取締役会は命令監督の権限を失ってしまうわけではないこと²⁹⁾、代表取締役の選定・解職が株主総会の決議事項とされても取締役会はその解職を議題として株主総会を招集可能であること³⁰⁾等を理由とした。

一方の否定説は、所有と経営の分離の観点から株主総会の権限を縮小し、業務

²²⁾ 旧商法第 261 条 1 項「会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス」

²³⁾ 旧商法第 230 条ノ 10「総会ハ本法又ハ定款ニ定ムル事項ニ限り決議ヲ為スコトヲ得」

²⁴⁾ その他、所有と経営の分離が生じない株主の数が少ない閉鎖会社にのみ肯定すればよいという見解がある（川浜昇「株主総会と取締役会の権限分配」法教 194 号（1996）29 頁参照）。

²⁵⁾ 高橋聖子「本件判批」ひろば 70 巻 9 号（2017）59 頁参照。

²⁶⁾ 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法[第 3 版]』（1994，有斐閣）265-266 頁。

²⁷⁾ 石井照久『会社法（上）』（1967，勁草書房）300-301 頁参照。

²⁸⁾ 石井照久，前掲註 27，300-301 頁参照。

²⁹⁾ 鈴木竹雄・竹内昭夫，前掲註 26，228 頁参照。

³⁰⁾ 鈴木竹雄・竹内昭夫，前掲註 26，228 頁参照。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

執行の権限を取締役全体に与え、その取締役全員によって構成された取締役会にこそ会社本来の執行権限があり、代表取締役の権限は取締役会の権限に由来するとする説（派生機関説）³¹を前提に、業務執行機関は取締役会であるから、代表取締役の選定・解職権限は取締役会に専属することや³²、取締役会は命令監督の権限を有し、この権限は取締役会が代表取締役の解職権を有することにより裏付けられ、株主総会に解職権を認めるとその実効性が妨げられること³³等を理由とした。また、否定説の立場からは、肯定説の取締役会が解職を議題にできるという説に対して、監督の実を挙げにくいという反論もされている³⁴。

ただし、これらの議論は、株主総会のみが代表取締役の選定・解職権限を有する（以下「権限専属型³⁵」）定款の定めが暗黙の前提とされていたと思われる³⁶。また、これらはいずれも株式会社が取締役会を必置の機関としていた法制下で展開された議論であり、現行会社法における非公開会社のように取締役会の設置を定款自治に委ねている法制下の議論ではない³⁷。

なお、登記実務では、「定款に取締役会の決議による旨を明示してある場合は勿論、何ら定めのない場合でも、総会の決議をもって代表取締役を選定することはできず、定款をもってしてもその旨を定めえない。」との通達³⁸があり、定款の定めをもって代表取締役の選定を株主総会に留保することはできないものと説明され、否定説に立った運用がされていた³⁹。そのため登記実務では、代表取締役の選定に係る登記は、その旨の記載のある取締役会議事録を添付しなければ受理されないものとされていた⁴⁰。

³¹ 大隅健一郎・今井宏『会社法論(中) [第3版]』（1992，有斐閣）146-147頁参照。

³² 大隅健一郎・今井宏『会社法論(中) [第3版]』（1992，有斐閣）147頁参照。

³³ 大隅健一郎・今井宏，前掲註31，209頁参照。

³⁴ 川浜昇，前掲註24，29頁参照。

³⁵ 中村信男「本件判批」TKC Watch 商法 No.10（2017）2頁の表現による。

³⁶ 前田雅弘「意思決定権限の分配と定款自治」浅木慎一・今井克典ほか編 浜田道代先生還暦記念『検証会社法』（2007，信山社）96頁参照。

³⁷ 若林泰伸「本件判批」法教445号（2017）43頁参照。

³⁸ 法務省民事局長通達昭和26年10月12日甲第1983号民事月報6巻11号132頁。

³⁹ 寺田逸郎「代表取締役を株主総会で選任することとする定款の定め有効性」鴻常夫・清水湛ほか編『商業登記先例判例百選』（1993，有斐閣）113頁参照。

⁴⁰ 川島いづみ，前掲註20，4頁参照。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

2. 現行会社法下における議論

会社法は、株主総会の権限について取締役会設置会社であるか否かによって異なる定めを置き、取締役会設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる（会社法 295 条 1 項, 2 項）⁴¹。取締役会設置会社を除く株式会社において、代表取締役を株主総会で選定できることは、会社法 295 条 1 項, 3 項より明らかであるものの、取締役会設置会社において代表取締役の選定・解職権限を定款で株主総会に付与することができるかどうかについては、必ずしも文言上明らかになったとはいえ、解釈に委ねられている⁴²。

現行法下で両学説の対立をそのまま引き継ぐことはできないとしても、権限専属型の定款の定めを否定する見解が今日まで有力に主張されていることや、登記実務で旧商法下の議論における否定説の立場が現行会社法制定直後まで維持されたことを踏まえると⁴³、旧商法下の議論は、現行法下の議論にも繋がっていると考えられる。ただし、旧商法下における学説がそのまま展開されているわけではなく、モニタリング機能の確保の観点から定款自治の限界を意識した議論もなされているように思われることに留意する必要がある。

この論点に関して立案担当者は、「株式会社に関する一切の事項」が株主総会の権限となりうることを前提とし、取締役会設置会社が定款で株主総会の決議事項とすることができる事項について特に制限を設けていないとした上で、代表取締役に対する選定・解職権限を取締役と株主総会の双方に認める（以下「権限重複型⁴⁴」）定款の定めは、公開会社・非公開会社の別を問わず有効であると捉えてい

⁴¹ これは、旧会社法下の株式会社と有限会社を一本化するにあたって、取締役会の設置の有無という基準で株式会社を区分し、非取締役会設置会社の株主総会については旧有限会社の社員総会と同様の権限を認め、取締役会設置会社の株主総会については旧株式会社の株主総会と同様の権限を認めることとされたものである（相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』（2006、商事法務）76頁参照）。

⁴² 松本展幸「本件解説」法時 71 巻 5 号（2019）136 頁参照。

⁴³ 高橋真弓「本件判批」判時 2362 号（2018）165 頁参照／平成 18 年 3 月 31 日付民商第 782 号民事局長通達参照。

⁴⁴ 前掲註 35 同様、中村信男「本件判批」TKC Watch 商法（2017）2 頁の表現による。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

る⁴⁵⁴⁶。また、取締役会におけるモニタリング機能の確保については、特に考慮していないように思われる。

登記実務では、定款に「代表取締役は株主総会の決議によって定めることができる」旨の定めを置いたときには、取締役会または株主総会の決議によって代表取締役を選定することができることを前提としている⁴⁷。したがって、登記実務は、立案担当者の見解と同様、権限重複型の定款の定めを有効とする肯定説を取っていると考えられる。

一方の学説は、代表取締役の選定・解職を定款の定めにより株主総会に留保できるとする肯定説と留保できないとする否定説とが対立しており、さらに肯定説は権限専属型と権限重複型とに区分される。

権限専属型の肯定説は、解職権が株主総会に属してもそれにより監督命令権が失われるわけではなく、取締役会は代表取締役等の解職案を議題とする株主総会を招集できるから、当該定款の定めを無効と解する必要はないことや⁴⁸、基本的に定款自治を広く許容する会社法の下での解釈としては規定を可能と解するのが妥当であること⁴⁹等を理由とする。すなわち、権限専属型の肯定説は、代表取締役の選定・解職権限を取締役会が失ったとしても、取締役会のモニタリング機能は維持可能であると考えているように思われる。なお、権限専属型の肯定説の立場は、権限重複型の定款の定めについても有効性を認めると解される⁵⁰。

また、権限重複型の肯定説は、取締役会とともに株主総会が選定・解職権限を有する旨の定款の定め否定する理由はないこと⁵¹、取締役会が代表取締役の選定・解職権限を有し続けると解すれば問題がないこと⁵²、剰余金の配当権限のように、同一事項の決定権限を二つの機関に重疊的に属させる形を取ることは既に認めら

⁴⁵ 相澤哲・細川充「株主総会等」商事 1743 号（2005）19 頁参照。／相澤哲・葉玉匡美ほか編『論点解説 新・会社法』（2006，商事法務）262-264 頁参照。

⁴⁶ 仮に混乱が生ずる場合には、非取締役会設置会社になればよいとする（葉玉匡美『新・会社法 100 問 [第 2 版]』（2006，ダイヤモンド社）273 頁参照）。

⁴⁷ 松井信憲『商業登記ハンドブック [第 3 版]』（2015，商事法務）390 頁参照。

⁴⁸ 江頭憲治郎『株式会社法 [第 7 版]』（2017 年，有斐閣）318-319 頁参照。

⁴⁹ 落合誠一編『会社法コンメンタール 8 機関(2)』（2009，商事法務）220 頁参照。

⁵⁰ 江頭憲治郎，前掲註 48，318-319 頁参照。

⁵¹ 森本滋「株式会社における機関権限分配法理」浜田道代・岩原紳作編『会社法の争点（ジュリ増刊）』（2009，有斐閣）95 頁参照。

⁵² 弥永真生，『リーガルマインド会社法 [第 14 版]』（2015，有斐閣）119 頁（註 11）参照。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

れていること⁵³等を理由とする。すなわち、権限重複型の肯定説は、代表取締役の選定・解職権限が取締役会に残っていれば、取締役会のモニタリング機能は維持可能であると考えているように思われる。

一方の否定説は、会社法が、定款の規定に基づき株主総会が取締役の中から代表取締役を選定することを非取締役会設置会社に限定して認め（会社法 349 条 3 項）⁵⁴、取締役会設置会社においては取締役会が代表取締役の選定・解職をするものと定めていること（会社法 362 条 2 項 3 号）や⁵⁵、取締役会が代表取締役を解職できない結果、この監督の職務・権限は裏付けを失い、実を挙げることができなくなる⁵⁶、取締役会の監督機能が弱体化すること⁵⁷、公開性の高い会社を念頭に置いた場合、取締役会の監督機能を形骸化する可能性があること⁵⁸等を理由とする。すなわち、否定説は、代表取締役の選定・解職権限が取締役会に無い場合、モニタリング機能を維持できないと考えているように思われる。

ただし、否定説の立場が権限重複型の定款の定めまでを無効とするかは明らかでない。代表取締役に対する取締役会の監督の実行性確保を根拠にしている立場からは、権限重複型の定款の定めが有効とされる可能性があると解される⁵⁹⁶⁰。

四 決定要旨の評価

本決定は、①取締役会設置会社である非公開会社において、②-1 株主総会で

⁵³ 前田雅弘，前掲註 36，98-99 頁参照。

⁵⁴ 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7 機関(1)』[松井秀征]（2013，商事法務）41-42 頁参照。

⁵⁵ 弥永真生「本件判批」ジュリ 1507 号（2017）2 頁参照。

⁵⁶ 大隅健一郎・今井宏ほか『新会社法概説 [第 2 版]』（2010，有斐閣）219-220 頁参照。

⁵⁷ 酒巻俊雄・龍田節編『逐条解説会社法 4 機関・1』[前田重行]（2008，中央経済社）35-36 頁参照。

⁵⁸ 岩原紳作，前掲註 55，41-42 頁参照。

⁵⁹ 渡辺邦広「本件判批」金法 2070 号（2017）5 頁参照。

⁶⁰ その他，非公開会社を選択できる状況にもかかわらずあえて公開会社を選択しているような公開会社や，取締役会の監督機能を弱体化させ，取締役会と株主総会とで異なる者を代表取締役として選定した場合に混乱が生じうる株式の流動性の高い公開会社では，権限重複型の定款の定めであっても無効と考えるべきだという見解もある（若林泰伸，前掲註 37，46 頁参照）。

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

決議できる法令及び定款のうち、定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はないこと（形式的理由）、②-₂ 取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定・解職に関する取締役会の権限は否定されず、取締役会の監督権限の実効性が失われないこと（実質的理由）という理由付けにより、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めを有効であると判示した。

1. 決定要旨①について

会社法において、取締役会設置会社は、公開会社である場合（会社法 327 条 1 項 1 号）、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社である場合（会社法 327 条 1 項 2～4 号）、非公開会社であって、定款で取締役会を定めるとした場合（会社法 326 条 2 項）である。本決定は、「取締役会設置会社である非公開会社」という文言を用いていることから、非公開会社に限定しその定款の定めを認め、公開会社について直接の判断を示していないといえる。そのため、本決定が公開会社にも及ぶかは明白ではなく検討を要する（以下、五 1. で検討する）。

また本決定は、「取締役会を置くことを当然に義務付けられているものではない非公開会社が、その判断に基づき取締役会を置いた場合」との文言を用いている。これは、本決定が「必ずしも取締役会を置くことは求められていない非公開会社が、あえて取締役会を選択した」という形式を重視しているとすれば、非公開会社は、取締役会を選択した以上、取締役会のモニタリング機能を確実に維持すべきだという趣旨であると解されるように思われる。一方、本決定が「そもそも非公開会社が取締役会を置くことは当然に義務付けられているものではなく、また非公開会社において取締役会は必ずしも機能していない」という実質を重視しているとすれば、非公開会社は、取締役会のモニタリング機能が不十分でも致し方ないという趣旨であると解することができるようにも見える。しかしながら、本決定の以降の理由付けでは、取締役会のモニタリング機能は守られるべきであるとの前提の下、それに矛盾していないかの判断が②-₁、②-₂で展開されているように思われる。したがって、本決定は、非公開会社があえて取締役会を選択したという形式を強調していると考えられる。

2. 決定要旨②-₁について

株式会社の原始定款における掲載・記録以降に関する規定（会社法 27～29 条）において、株式会社の機関内の権限分配について手掛かりになる規定は存在しない取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

い⁶¹。また会社法 29 条は、株式会社の定款が、「この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項」及びその他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載し、または記録することができるとしている。会社法 295 条 2 項で、取締役会設置会社における株主総会決議事項は定款で拡張することが認められており、前者の「この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項」に当たる⁶²。

かかる条文により、本決定は、形式的理由付けにおいて肯定説の形式的理由付け同様、会社法 295 条 2 項にいう「定款で定められた事項」について直接に制限する規定はないと解したと考えられる。よって、定款で株主総会の権限を自由に定めることができるから、代表取締役を定めるにあたって権限重複型の定款の定めを置くことは有効であると解していると思われる。これは、非公開会社はそもそも取締役会を設置するか否かの選択が認められているため、その中間であるアレンジを否定する必要はないとの趣旨を含みうる⁶³と解することもできる。また、否定説が主張していた形式的理由付けは、「明文の規定」とは評価されなかったと考えられる⁶⁴⁶⁵。

3. 決定要旨②₂について

本決定は、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることは、取締役会の権限を剥奪することなく株主総会の定款上の権限と併存する⁶⁶との立場を取る。これは、本決定が派生機関説を採用したとの見方もあるが⁶⁷、単に権限重複型の定款の定めを認めたとみるべきであろう⁶⁸。なお、代表

⁶¹ 原弘明「本件判批」関法 68 卷 3 号 (2018) 160 頁参照。

⁶² 松中学「本件判批」民商 153 卷 6 号 (2018) 158 頁参照。

⁶³ 松中学，前掲註 62，159-160 頁参照。

⁶⁴ 松井智予，前掲註 4，161 頁参照。

⁶⁵ ただし、否定説の主張していた会社法 362 条 2 項 3 号を、取締役会から代表取締役の選定・解職権限を奪うことはできないことを含意しているにすぎず、定款で「株主総会の決議をもって」代表取締役の選定・解職ができると追加的に認めることを排除するものではないと解し、また会社法 349 条 3 項を、取締役会設置会社については何ら規定していないと解すると、本決定と矛盾するとは言えない（弥永真生，前掲註 55，3 頁参照）。

⁶⁶ 高橋聖子，前掲註 25，62 頁参照。

⁶⁷ 鳥山恭一「本件判批」法セ 62 卷 6 号 (2017) 95 頁参照。

⁶⁸ 派生機関説を採用したとする場合、理論構成において、派生機関説の考え方によりつつ業務執行行為を行う代表取締役の選定を株主総会の権限とすることが整合的

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

取締役の選定・解職を議題とする株主総会の招集手続き履践が現行の代表取締役や取締役により行われることから、本決定は、株主総会が代表取締役の選定・解職権限をもつ定款の定めを置いても経営陣の了承を得ずしての代表取締役の選定・解職することは困難であり、取締役会の監督権限は失われないという趣旨を含む可能性もありうると考えられる⁶⁹。

また、代表取締役の選定・解職に限らず、取締役会が依然として有する権限全体を通じて十分に監督することが可能だと評価できれば、定款を通じた自由な権限分配が認められると読むことも可能であるという見解もある⁷⁰。しかしながら、「監査」「監督」の文言が業績評価を確保するためのエンフォースメントの有無によって使い分けられているとする見解を用いれば⁷¹、本決定が「監督」という文言を用いている以上、代表取締役の選定・解職権限を重視していると見るべきであるように思われる。このとき、株主総会によっても代表取締役の選定・解職ができるとしても「取締役会の監督権限の『実効性』を失わせるとはいえない」との文言から、本決定は、株主総会にも選定・解職権限を与えることがモニタリング機能の縮小になりうることを認めつつも、その影響はモニタリング機能の実効性が失われるほどではないとする趣旨を含むように思われる。

さらに、本決定は、「取締役会の決議によるほか株主総会の決議によって『も』代表取締役の選定・解職ができるとしても」と判示している。この「も」を、並立の「も」と捉えるか、強調の「も」と捉えるかによって、本決定の射程が権限重複型の定款の定めのみならず権限専属型の定款の定めにもまで及ぶかという点で、異なる結論が導かれると考えられる。すなわち、本決定が並立の「も」を意味する場合、取締役会決議も株主総会決議も両者が代表取締役を選定・解職できることを意味し、もっぱら権限重複型の定款の定めのみを認めることとなる。一方で、

か問われる（若林泰伸，前掲註 37，47 頁参照）。

派生機関説において、代表取締役の権限は取締役会に由来する以上、代表取締役の選定・解職権限は取締役会に専属することになるため（上柳克郎・鴻常夫ほか編『新版注釈会社法(6)』[山口幸五郎]（1987，有斐閣）142 頁参照），本決定が派生機関説に立っていないのは明らかであるとする説もある（来住野究「本件判批」明治学院大学法学研究 104 号（2018）319-320 頁参照）。

⁶⁹ 松井智予，前掲註 4，162 頁参照。ただし，全員出席総会屋招集手続きの省略が可能な場合，代表取締役及び取締役会の認識しないところで，代表取締役の選解任が行なわれる可能性がある（松井智予，前掲註 4，162 頁参照）。

⁷⁰ 松中学，前掲註 62，160-161 頁参照。

⁷¹ 得津晶「会社法上の監査概念について」法学 80 卷 4 号（2016）26-29 頁参照。

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

本決定が強調の「も」を意味する場合、取締役会決議ではなく株主総会決議が代表取締役を選定・解職することができることを意味し、権限専属型の定款の定めをも認めることとなる。権限専属型の定款の定めを認めるか否かは、五3.で詳しく検討する。

留意すべき点として、本件が代表取締役の解職の規定に何ら触れていないことから、本決定の「代表取締役を『定める』ことができる」に解職が含まれているかは定かではないことが挙げられる。したがって、この部分についても検討が要され、以下、五2.で行う。

五 本決定の射程

1. 他の取締役会設置会社にも当てはまるか⁷²

本決定は、非公開会社において、取締役会決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めを認めたものであるが、本決定の射程は、公開会社にも及ぶだろうか。

原審と異なり文言上「取締役会設置会社である非公開会社」に限定されていることや⁷³、特に流動性の高い公開会社にあつては、所有と経営の分離が図られており専門的な経営者として適切に権限を行使することが期待されること⁷⁴ああああ非公開会社の場合、元来、取締役会を設置することは強制されていないのだから、取締役会を設置したときであっても可能な限り定款自治を認めるのが穏当であり、取締役会に権限を独占させなければいけない理由はないという価値判断が背景にあること⁷⁵、公開会社の取締役会と非公開会社の取締役会とはその性質を異にし、株主総会が果たせるモニタリング機能のレベルが異なるため、本決定の②-1、②-2の理由付けが公開会社にも当てはまるとは限らないこと等を理由とし、本決定の射程が公開会社には及ばないとする見解に立てば、公開会社について異なる解釈が妥当する余地がありうる。

⁷² 過去の学説は、特に公開会社か否かを問わず議論されており、公開会社についてのみ定款をもって株主総会が代表取締役の選定・解職権限を有する旨を定めることができないというのは立法論として主張されてきたにすぎない。上柳克郎・鴻常夫ほか編 [江頭憲治郎]、前掲註 68, 26 頁参照。

⁷³ 鳥山恭一、前掲註 67, 95 頁参照。

⁷⁴ 村上康司「本件判批」愛学 60 卷 1・2 号 (2019) 129 頁参照。

⁷⁵ 弥永真生、前掲註 55, 3 頁参照。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

しかしながら、取締役会決議で代表取締役を選定・解職できる限り取締役会が監督権限を実効的に行使できると解するのであれば、公開会社にも当てはまるとするのが自然であることや⁷⁶、②-₁、②-₂の理由付けは、他の取締役会設置会社にも当てはまると読めること⁷⁷、株主が定めた定款のアレンジメントである以上、そのアレンジメントを広く認めるべきであり株主の希望を超えてまで規制する必要はないこと等を踏まえ、本決定の射程が公開会社にも及ぶと考えると問題はないと思われる。

さらに、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社である場合、本決定の射程は及ぶだろうか。

②-₁、②-₂の理由付けは、他の取締役会設置会社にも当てはまるとすれば、射程が及ぶと解することができる一方、文言上「取締役会設置会社である非公開会社」に限定されていることや、上記会社が取締役会による業務執行者の監督が必要・有益と考えられている会社であり、株主総会の監督には一定の限界があること⁷⁸を踏まえれば、射程は及ばないと解することができるように思われる。たしかに②-₁、②-₂の理由付けは他の取締役会設置会社にも当てはまるようにも思われるが、上記会社が監督権限に特化させた仕組みをもつ以上、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社には本決定の射程は及ばず、株主総会の決議によって代表取締役を定めることは認められないとすべきであろう。

2. 代表取締役の「解職」にも当てはまるか

本決定は、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を「定める」ことができる旨の定款の定めを認めたものであるが、本決定の射程は、代表取締役の選定のみならず「解職」にも及ぶだろうか。契約のパターンは複数考えられるため⁷⁹、一律に選定・解職を一括りに考慮する必要はなく、その理由付けが求められる。これは、後述の五.3.も同様である。

特定の業務執行行為ではなく、会社代表者の地位を巡って会社の利害関係者に

⁷⁶ 弥永真生，前掲註 55，3 頁参照。

⁷⁷ 大塚和成，前掲註 19，68 頁参照。

⁷⁸ 大杉謙一「本件判批」リマークス[56]<2018[上][平成 29 年度判例評論]>（法時別冊）（2018）93 頁参照。

⁷⁹ 単純な例に絞れば、取締役会に選定・解職権限を残す、どちらも残さない、選定権限だけを残す、解職権限だけを残す計 4 パターンに加え、それを権限重複型の定款の定めにするか又は権限専属型の定款の定めにするかの選択肢（＝8 通り）があると考えられる。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

対して不確実性を高めるような解釈をあえて採用する必要性がどこまであるか疑問であることや⁸⁰、解職権限の意義は大きく、選定とは異なって考える余地があること⁸¹等を理由とすれば、本決定の射程が代表取締役の「解職」にも及ばないとする見解がある。

一方、監督の実効性確保を強調すれば選定・解職は切っても切れない関係にあることを理由に、本決定の射程が代表取締役の「解職」にも及ぶとする見解もある⁸²。取締役による代表取締役への監視の理由は、取締役が代表取締役を選定したからではなく株主総会から取締役として選任されたからに過ぎないため、理論上、選定・解職は分離可能であるように思われる。しかしながら、本決定の理由付けが「取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を『定める』ことができるとしても」に続き「『代表取締役の選定及び解職』に関する取締役会の権限が否定されるものではない（単なる「代表取締役の選定」ではない）」という文言を用いていることを考慮すると、本決定は、解職をも想定していると解されるように思われる。

とはいえ、株主総会は、取締役の解任権を有する以上、代表取締役の解職はできないものの取締役の解任を行うことができる。代表取締役を取締役に残したいが代表取締役は辞めさせたいという状況が無いとは言い切れないものの、特に本件のような閉鎖会社では、株主総会が代表取締役の解職権をもつ実利は小さいと思われる。

3. 権限専属型の定款の定めは認められるか

本決定は、権限重複型の定款の定め、すなわち株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めを認めると判示したが、本決定の射程は、権限専属型の定款の定めにも及ぶだろうか。

取締役会の権限を奪っていないことは、監督権限の実効性を失わせない一場面には過ぎないと理解しうるし、非公開会社における権限分配について、柔軟に定款自治を認めていると解すれば、権限専属型の定款の定めを認めると解することが可能であるように思われる⁸³。このとき、四で検討した「取締役会の決議によるほ

⁸⁰ 若林泰伸，前掲註 37，47 頁参照。

⁸¹ 高橋聖子，前掲註 25，64 頁参照。

⁸² 企業法実務研究会（編・品川仁美）「本件判批」月刊税務事例 50 巻 8 号（2018）102-103 頁参照。

⁸³ 松中学，前掲註 62，164 頁参照。

か株主総会の決議によって『も』代表取締役の選定・解職ができるとしても」は、強調の「も」として解される。

一方、本決定理由付けが代表取締役の選定・解職権限が取締役会にあることを前提としていることや⁸⁴、348条1項と異なり「定款に別段の定めがある場合を除き」との記載がないこと⁸⁵、会社法の立案担当者も、定款自治が認められる範囲を明確化しそれ以外の規定は強行法規であると説明しており⁸⁶、これが会社法362条2項3号にも当てはまるとすると、権限専属型の定款の定めは強行法規に反すること⁸⁷等を踏まえれば、権限専属型の定款の定めは認められないと考えられる。このとき、四での検討は、並立の「も」として解される。

また、取締役には差止権限がない以上、取締役会に代表取締役の選定・解職権限のない状況下で本決定の「取締役会の監督権限の実効性」がどこまで確保されるのかは、曖昧であるように思われる。加えて、株主総会が会社を支配していたとしても、取締役は債権者に責任を負うことがある（会社法429条）。会社法429条が第三者保護の規定だとすれば、仮に権限専属型の定款を定め取締役会に十分な実効性がなかった⁸⁸からと言って会社法429条の相当因果関係を否定するのは不合理であるから、やはり権限専属型の定款の定めは認められないように思われる。

権限専属型の定款の定めを認めた場合、形式上は取締役会設置会社であるが、実質はもはや取締役会設置会社ではなく非取締役会設置会社であるとみなす余地があるだろう。本決定の「取締役会の監督権限の実効性」を強調し、本決定が、取締役会設置会社の本質を取締役会が代表取締役の選定・解職権限をもつことに見ていると考えるのであれば、権限専属型の定款を定めた会社は、非取締役会設置会社の扱いを受けうると考えられる。

なお、以上の五3.の議論は、非公開会社のみならず公開会社にも及ぶと思われる。代表取締役の選定・解職権限が取締役会の監督権限の一定の重要な割合を占めていることに鑑みれば、本決定が②-2の「取締役会の監督権限の実効性が失われられないこと」を実質的理由として挙げていることは、定款自治の内在的制約が公開会社のみならず非公開会社にも及ぶことを示唆し、権限専属型の定款の定めを

⁸⁴ 鳥山恭一，前掲註 67，95 頁参照。

⁸⁵ 高橋聖子，前掲註 25，62 頁参照。

⁸⁶ 相澤哲・那谷大輔「会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事 1737 号（2005）16 頁参照。

⁸⁷ 若林泰伸，前掲註 37，47 頁参照。

⁸⁸ 取締役にできることは取締役会議事録に異議を唱えた旨の記載を残すことくらいであり、十分なモニタリング・ボードとは言い難いだろう。

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例

認めない趣旨と捉えるべきはないかと考えられる。

※本決定の先行評釈として、鳥山恭一「本件判批」法セ 62 卷 6 号 (2017) 95 頁，弥永真生「本件判批」ジュリ 1507 号 (2017) 2-3 頁，大塚和成「本件判批」銀法 2161 卷 7 号 (2017) 68 頁，北村雅史「本件判批」法教 442 号 (2017) 126 頁，渡辺邦広「本件判批」金法 2070 号 (2017) 4-5 頁，若林泰伸「本件判批」法教 445 号 (2017) 42-47 頁，高橋聖子「本件判批」法律のひろば 70 卷 9 号 (2017) 56-64 頁，門口正人「本件判批」金法 2080 号 (2017) 60-63 頁，川島いづみ「本件判批」金商 1531 号 (2018) 2-7 頁，松井智予「本件判批」論究ジュリスト 23 号 (2017) 158-164 頁，中央大学真法会指導スタッフ「本件判批」受験新報 68 卷 1 号 (2018) 59-61 頁，松中学「本件判批」民商 153 卷 6 号 (2018) 154-167 頁，来往野究「本件判批」明治学院大学法学研究 104 号 (2018) 315-328 頁，中村信男「本件判批」速報判例解説〔21〕号 (法セ増刊) (2017) 133-136 頁，高橋真弓「本件判批」判例評論 711 号 (判例時報 2362) (2018) 163-168 頁，企業法実務研究会／編／品川仁美「本件判批」月刊税務事例 50 卷 8 号 (2018) 97-103 頁，梶原貴志「本件判批」月刊登記情報 58 卷 10 号 (2018) 28-34 頁，原弘明「本件判批」関法 68 卷 3 号 (2018) 156-168 頁，大杉謙一「本件判批」リマークス〔56〕<2018〔上〕〔平成 29 年度判例評論〕> (法時別冊) (2018) 90-93 頁，前田雅弘「本件判批」平成 29 年度重要判例解説号 (ジュリ臨時増刊 1518) (2018) 104-105 頁，村上康司「本件判批」愛学〔法学研究〕60 卷 1・2 号 (2019) 119-131 頁，長谷川新「本件判批」早稲田法学 94 卷 3 号 (1-55 頁 2019)，長谷川新「本件判批」関東学院法学 28 卷 1 号 (2019) 157-188 頁，調査官によるものとして，松本展幸「本件解説」ジュリ 1521 号 (2018) 104-106 頁，松本展幸「本件解説」法曹時報 71 卷 5 号 (2019) 131-146 頁，松本展幸「本件解説」最高裁 時の判例〔平成 27 年～平成 29 年〕〔9〕号 (ジュリ増刊) (2019) 251-253 頁がある。

取締役会設置会社である非公開会社における，取締役会決議によるほか株主総会決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であるとされた事例